

社会保険労務士法人 OCHIOFFICE



【月額顧問料一覧表(総合顧問契約)】

【顧問契約Aタイプ】

労働社会保険諸法令に基づく申請・届出・請求書等の作成および事務代理などの手続き業務から、人事労務に関する相談・助言・指導などのアドバイス業務まで包括的・継続的に行います。

【顧問契約Bタイプ】

諸手続きを含まない、人事労務に関する相談・助言・指導などのアドバイス業務を中心に行います。

従業員人数	顧問報酬Aタイプ	税込合計	顧問報酬Bタイプ	税込合計
1～4名	15,000円	16,500円	10,000円	11,000円
5～9名	20,000円	22,000円	〃	〃
10～14名	25,000円	27,500円	15,000円	16,500円
15～19名	30,000円	33,000円	〃	〃
20～24名	35,000円	38,500円	20,000円	22,000円
25～29名	40,000円	44,000円	〃	〃
30～39名	45,000円	49,500円	30,000円	33,000円
40～49名	50,000円	55,000円	〃	〃
50～59名	55,000円	60,500円	40,000円	44,000円
60～69名	60,000円	66,000円	〃	〃
70～84名	70,000円	77,000円	〃	〃
85～99名	80,000円	88,000円	〃	〃
100～129名	90,000円	99,000円	50,000円	55,000円
130～159名	100,000円	110,000円	60,000円	66,000円
160～199名	120,000円	132,000円	70,000円	77,000円
200名以上	別途協議と致します		別途協議と致します	

(令和元年10月以降適用)

※人数とは、委託時(それ以降は毎月1日時点)の社会保険または雇用保険加入者数の合計です(事業主常勤役員を含みます)

※労働保険概算・確定保険料申告、社会保険料算定基礎届、給与計算、就業規則等の作成、監督官庁調査への立会い、保険関係の新規適用手続き、助成金申請、セミナー講師などの料金は含みません。

※出張を伴う業務につきましては、別途出張費用・旅費をいただきます。

※顧問契約額表によらない場合があります(その場合協議により決定させていただきます)

年間の顧問料の計算は上記の「**月額顧問料×14ヶ月分**」(内2ヶ月分は労働保険年度更新手続きと社会保険算定基礎届の料金《顧問料のそれぞれ1ヶ月分》)となります)

【各種助成金申請】

原則として成功報酬。受給額の15～20%(税別)を手数料として頂きます。

複雑な助成金のみ、着手金(55,000円・税込)を頂きます。

【労働保険新規適用手続料金】

従業員人数	総合顧問契約あり	税込合計	総合顧問契約なし	税込合計
1～4名	20,000円	22,000円	30,000円	33,000円
5～9名	30,000円	33,000円	50,000円	55,000円
10～19名	40,000円	44,000円	70,000円	77,000円
20名以上	1人増すごとに1,000円＋消費税を加算			

【社会保険新規適用手続料金】

従業員人数	総合顧問契約あり	税込合計	総合顧問契約なし	税込合計
1～4名	20,000円	22,000円	40,000円	44,000円
5～9名	30,000円	33,000円	60,000円	66,000円
10～19名	40,000円	44,000円	80,000円	88,000円
20名以上	1人増すごとに1,000円＋消費税を加算			

※健康保険組合への編入手続きも同額料金です。

【社会保険料算定・労働保険料申告料金】

被保険者数	社会保険算定基礎届・月額変更届	税込合計	労働保険料概算・確定申告	税込合計
1～9名	30,000円	33,000円	30,000円	33,000円
10～19名	40,000円	44,000円	40,000円	44,000円
20～29名	50,000円	55,000円	50,000円	55,000円
30～39名	60,000円	66,000円	60,000円	66,000円
40名以上	別途協議と致します			

※人数は被保険者数になります。

【就業規則の作成(見直し)/諸規定別】

従業員人数	総合顧問契約あり	税込合計	総合顧問契約なし	税込合計
1～29名	100,000円～ (80,000円～)	110,000円～ (88,000円～)	150,000円～ (125,000円～)	165,000円～ (137,500円～)
30～99名	200,000円～ (150,000円～)	220,000円～ (165,000円～)	350,000円～ (250,000円～)	385,000円～ (275,000円～)
100名以上	別途協議と致します			

※内容により期間等の変動が大きいいため基本的にはご相談の上で決定させていただきます。

【給与計算業務受託契約料(月額)】

基本報酬	消費税	税込合計
20,000円	2,000円	22,000円

+

人数単価	従業員×500円(税込550円)

※従業員5人までは基本報酬の範囲内といたします。

※初期設定費用をいただく場合がございます。

※タイムカード集計などの勤怠集計は含みません(その場合は別途協議となります)

【賞与計算業務受託契約料】

1回につき月次給与計算報酬の1か月分といたします。

【年末調整計算業務受託契約料】

1回につき月次給与計算報酬の1か月分といたします。

【その他契約】

監督官庁実施の調査立会・セミナー講師・年金給付・第三者行為災害による保険給付・労災(障害給付・遺族給付)等々は協議の上お見積もりと致します。